

道路上における転倒事故等に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年（2021年）6月7日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

道路上における転倒事故等に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年（2021年）4月28日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

道路上における転倒事故等に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 事故発生年月日 2019年10月25日
- 2 事故発生場所 町田市南成瀬三丁目17-9先（南1915号線上）
- 3 事故の概要 ロードバイクで走行中、道路上の穴に前輪がはさまり転倒したことにより負傷し、また同車両が破損したもの
- 4 事故の種別 転倒事故等
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額 679,122円